

STOP!

消費者団体訴訟制度シンポジウム

消費者被害

～消費者団体訴訟制度ってなんやねん?～



消費者団体訴訟制度とは、事業者の不当な勧誘や、不当な契約条項等について、国に認定された**適格消費者団体**が差止請求を行い、消費者被害の発生や拡大を防止する制度です。

平成25年3月14日(木曜)

■時間

開場 13時30分 / 開始 14時～16時

■場所

新大阪丸ビル別館 ※裏面の会場案内図をご参照ください。

■主なプログラム

- ・適格消費者団体差止請求活動報告
- ・落語(林家染二)
- ・パネルディスカッション

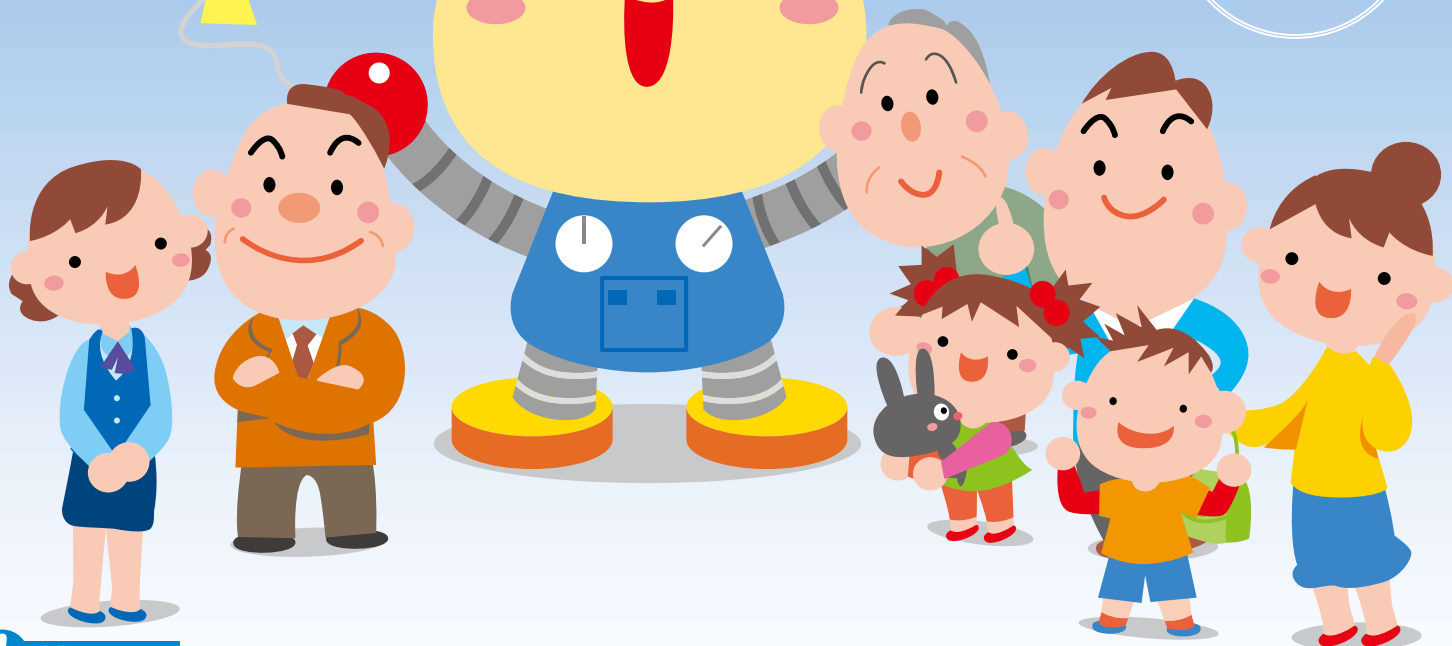
■主催



定員

150名

入場無料



!ご存知ですか?

消費者団体訴訟制度ダイヤルのご案内

06-6809-2501

[受付期間] 平成25年1月15日～3月29日

[受付時間] 平日9時～17時(土・日・祝日は除く)

ご自身や身近で起きた事柄に関連し、

●消費者団体訴訟制度とは何ですか

●どういった場合に差止請求が行われるのですか

といったご質問に弁護士・司法書士や、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントなどの消費生活の専門家がお答えします。お気軽にお電話ください。

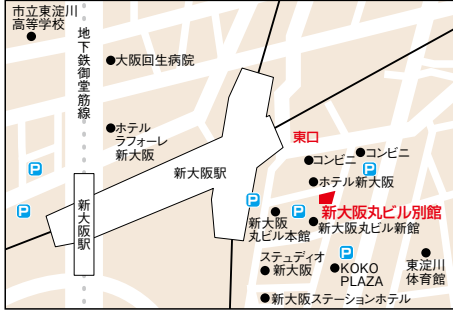


シンポジウム「STOP! 消費者被害～消費者団体訴訟制度ってなんやねん?～」

平成25年3月14日(木)

■時間/開場 13時30分 開始 14時～16時

■場所/新大阪丸ビル別館



大阪市東淀川区東中島1-18-22 丸ビル別館

アクセス/JR新大阪駅東口より 徒歩2分

地下鉄御堂筋線新大阪駅⑤、⑥番出口より徒歩8分

※お車でお越しの場合、近隣の有料駐車場をご利用ください。

■主なプログラム

第一部

- ・適格消費者団体差止請求活動報告
- ・落語「消費者被害と団体訴訟制度」



林家染二

第二部

・パネルディスカッション

「消費者団体訴訟制度による差止訴訟の到達と新制度への期待」

- 坂東 俊矢(京都産業大学法科大学院法務研究科長・消費者支援機構関西常任理事)
- 上田 孝治(弁護士・ひょうご消費者ネット理事)
- 安田 順子(全国消費生活相談員協会関西支部長)
- 辻 由子(奈良県生活協同組合連合会専務理事)
- 大高 友一(弁護士)

参加申込書

3月11日(月)までにお申込みください。申込受付者には、後日「参加証」はがきを郵送させていただきます。

申込書
宛先

郵送

〒540-0033 大阪市中央区石町1丁目1-1 天満橋千代田ビル
特定非営利活動法人消費者支援機構関西内 シンポジウム事務局

FAX

06-6945-0730

インターネット申込

<http://www.caa.go.jp/planning/index.html> (消費者庁HP)

郵送・FAXで申し込まれる方は、下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、郵送・送信ください。



スマートフォン

スマートフォンからお申込みの方は、左記のQRコードを読み込み申込みフォーム (<https://hs14.wadax.ne.jp/~kc-s-or-jp/form2013/>) に必要事項を入力の上、エントリーください。

■ お名前	■ 所属団体名
〒	
■ 参加証 はがきの 送付先	
■ 電話番号	■ メールアドレス @
■ 備考	

■ お名前	■ 所属団体名
〒	
■ 参加証 はがきの 送付先	
■ 電話番号	■ メールアドレス @
■ 備考	

※いただいた個人情報は、シンポジウムの参加登録以外には使用しません。

本件について
お問い合わせ先

〒540-0033
大阪市中央区石町1丁目1-1 天満橋千代田ビル
特定非営利活動法人消費者支援機構関西内
シンポジウム事務局

06-6945-0729

E-mail info@kc-s.or.jp